

旅券の更新とカンボジア査証（ビザ）更新に伴うご注意

【ポイント】

- ・旅券の更新は、有効期限が切れる1年前から申請が可能です（交付は、申請後、開館日で3日を要します）。
- ・一方、カンボジア査証（ビザ）の更新に必要ななど事情がある場合は、1年以上の有効期間が残った旅券でも更新申請が可能なので、時間的余裕を持って申請をお願いいたします。

【本文】

- 旅券の更新は、有効期限が切れる1年前から申請が可能です。交付には、申請後、開館日で3日を要しています。
- 一方、カンボジア査証（ビザ）の更新に必要ななどの事情がある場合は、1年以上の有効期間が残った旅券でも更新申請を受け付けます。
- 最近、カンボジア査証（ビザ）の有効期限がすぐにきれるため、旅券を早急に発行してほしい等の相談が多く来ていますが、旅券作成機の状況次第では、2週間以上旅券作成に時間を要することもありますので、旅券の有効期間とカンボジア査証（ビザ）の有効期間について十分認識し、旅券更新申請について、時間的余裕を持って申請をしてくださいますようお願いいたします（現有旅券申請時の本籍地と現在の本籍地が異なる方については、旅券更新申請のために現在の戸籍謄本が必要になります）。

（参考）

カンボジア査証（ビザ）の更新には、カンボジア査証の有効期間プラス所持する旅券の有効期間が6ヶ月以上必要となります。

例1）3ヶ月の滞在ビザの更新となる場合

旅券の有効期間は9ヶ月以上必要

例2）6ヶ月の滞在ビザの更新となる場合

旅券の有効期間は、1年以上必要

例3）1年の滞在ビザの更新となる場合

旅券の有効期間は、1年6ヶ月以上必要

（問い合わせ先）

在カンボジア日本国大使館

領事班 023-217-161

領事班メール

consular.jpn@pp.mofa.go.jp

大使館ホームページ

<http://www.kh.emb-japan.go.jp>